四	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十六
五	令第二条第二十五項第二号に規定する議決権の行使につき代理する権限の委任	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十七
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該取得者等を同条第二十八項第一号の株式取得者等と	外国投資家で令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第七項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五

四	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
五	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第七号に規定する共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	外国投資家	対象業種	別紙様式第十一の二